# カーボンフットプリント製品種別基準(CFP-PCR)

(認定 CFP-PCR 番号: PA-CC-03)

対象製品:木材・木質材料

## 2014年12月22日 認定

カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム

<sup>※</sup>認定CFP-PCRの有効期限は認定日より5年間とする。

<sup>※</sup>このCFP-PCRに記載されている内容は、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、CFP-PCR改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。

### "木材•木質材料"

## Carbon Footprint of Products-Product Category Rule of "Wood, Wood Materials"

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」(CFP プログラム)において、「木材・木質材料」を対象とした CFP の算定・宣言のルールについて定める。

CFP の算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、CFP の算定・宣言を行う。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この CFP-PCR は、CFP プログラムにおいて「木材・木質材料」を対象とする CFP 算定
		および CFP 宣言に関する規則、要求事項および指示事項である。
		なお、対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	<ul> <li>・対象製品を、木材で括られる製材(121)、熱処理木材(12419)、加圧式保存処理木材(125)、木質材料で括られる集成材(1242)、合板(123)、単板積層材(12431)、パーティクルボード(1244)、繊維板(135)とする。括弧内は日本標準商品分類の分類番号である。</li> <li>・これらの製品には、主にバージン材を用いたものと残廃材を用いたものがある。</li> </ul>
		<ul><li>・用途も中間財として取引されるものから最終消費財として取引されるものまでが含まれる。</li></ul>
2-2	機能	想定使用年数における木材・木質材料の使用
2-3	算定単位 (機能単位)	販売単位とする。(個、面積、体積) ただし、個の単位については、製品特有の単位を使用する(枚、膳など)。
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 ・本体、包装材料
3	引用規格および引用 CFP-PCR	次の規格および CFP-PCR を引用する。 ・素材の日本農林規格:平成 19 年 8 月 21 日制定、農林水産省告示第 1052 号、pp.9 (2007) ・製材の日本農林規格:平成 19 年 8 月 29 日制定、農林水産省告示第 1083 号、pp.42 (2007)) ・枠組壁工法構造用製材の日本農林規格:最終改正平成22年7月9日農林水産省告示第 1035 号、pp.46 (2010)) ・枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格:最終改正平成22年7月9日農林水産省告示第 1036 号、pp.9 (2010) ・日本工業規格:木材保存剤、JIS K 1570:2010、pp.46 (2010) ・(公社)日本木材保存協会規格:木材防蟻剤および木材防腐・防蟻剤の性能基準、第 14 号、1992 ・日本工業規格:木質材料の加圧式保存処理方法、JIS A 9002:2005、pp.3 (2005) ・(公財)日本住宅・木材技術センター:AQ 認証木質建材(平成21年5月15日改正)、[URL:http://www.howtec.or.jp/ninsyou/aq/taisyouhinmoku.pdf [平成22年11月10日参照] ・集成材の日本農林規格:全部改正平成19年9月25日農林水産省告示第 1152号、pp.37 (2007) ・合板の日本農林規格:最終改正平成20年12月2日農林水産省告示第 17521号、pp.37 (2008) ・単板積層材の日本農林規格:平成20年5月13日農林水産省告示第 701号、pp.22 (2008)

・日本工業規格:繊維板、JIS A 5905:2008、pp.23 (2008) ·PA-BB 紙製容器包装(中間財) ・PA-BC プラスチック製容器包装 ·PA-BD 金属製容器包装(中間財) ・PA-BE ガラス製容器(中間財) 以上の容器包装関連 CFP-PCR4 件をまとめて、以後「容器包装 CFP-PCR」と記述す る。 用語および定義 ①製材 原木等を切削加工して寸法を調整した部材のこと。形状によって、板類、角類、円柱 類に区分され、用途や耐久性によっても区分される。 ②熱処理木材 熱処理を施すことによって寸法安定性、耐朽性等を付加した木材。 ③加圧式保存処理木材 木材(木質材料を含む)の腐朽、虫害、変色等による劣化の防止のために、製材の JAS の保存処理(K1 を除く)の規格に適合した材や、JIS K 1570 に定める木材保存剤 や(公社)日本木材保存協会認定の加圧注入用木材保存剤を用いてJIS A 9002 に定 める加圧保存処理を行った木材、(公財)日本住宅・木材技術センターが優良木質建 材として認証した製品(AQ マーク表示品)のうち品質性能評価基準に定める薬剤を加 圧処理法により防腐および防蟻処理を施した製品のこと。 ④集成材 ラミナと呼ばれるひき板、小角材等をその繊維方向を互いにほぼ平行にして、厚さ、 幅および長さの方向に集成接着をした部材のこと。断面形状や強度、用途などによっ て区分される。 ⑤合板 ロータリーレースまたはスライサーにより切削した単板(心板にあっては小角材を含 す?)3枚以上を主としてその繊維方向を互いにほぼ直角にして、接着したもの。性能や 用途によって区分される。 ⑥単板積層材 ロータリーレース、スライサーその他の切削機械により切削した単板を、主としてその 繊維方向を互いにほぼ平行にして積層接着したもの。繊維方向が直行する単板を用 いた場合にあっては、直交する単板の合計厚さが製品の厚さの 20%以下であり、か つ、当該単板の枚数の構成比が30%以下であるもの。 (7)パーティクルボード チップ、フレーク、ウェファー、ストランドなどと呼ばれる木材などの小片を主な原料と して、接着剤を用いて成形および熱圧した板状のもの。表裏面の性状、曲げ強さ、用 いる接着剤、ホルムアルデヒド放散量、難燃性によって区分される。 ⑧繊維板 主に木材などの食物繊維を成形した板状のもの。その密度と製法によって、インシュ レーションファイバーボード(IB)、ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)、ハー ドファイバーボード(HB)に大別される。さらに、それぞれのボードは、表裏面の特殊 処理や性状、曲げ強さ、用いる接着剤の種類、ホルムアルデヒドの放散量、難燃性、 用途によって細分される。 ⑨未利用間伐材等 林地で立木を丸太にする際に出る削端部分で、従来は「森林外へ搬出されない間伐 材等」といわれていた原材料のこと。 10)残廃材

工工程で生じる鋸屑など。

原材料や製品の製造工程で発生する別の製品の原材料になり得る原材料や廃棄される原材料のこと。例えば、製造工程で生じる端材、それを粉砕したチップや機械加

	T			
		①廃木材		
		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(「廃掃法」と略される)でいうところの木くず		
		や、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(「建設リサイクル法」と略され		
		る)でいうところの建設発生木材、ならびに⑨に含まれない剪定した枝、樹皮などのこ		
		₹.		
		⑫プレカット		
		   建築部材の現場での加工・組立に先立つ流通段階における加工。		
		(3)耐用年数		
		○・・・・・・		
		維持される期間をいう。		
5	製品システム(データの収集			
5-1	製品システム(データの収	· · · · ·		
3-1	集範囲)			
	<del>集</del> 軋出/	・原材料調達段階 4. 文明版		
		•生産段階		
		•流通段階		
		•使用•維持管理段階		
		・廃棄・リサイクル段階		
		ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセス		
		は、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。		
		中間財の場合は、原材料調達段階および生産段階を対象範囲とする。		
5-2	カットオフ基準およびカッ	【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】		
	トオフ対象	・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷		
		・生産工場などの建設に係る負荷		
		・複数年使用する資材の負荷		
		・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷		
		・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷		
		・完成品梱包に用いる副資材(段ボール封かん用のテープなど)		
		・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷		
		・妥当なシナリオのモデル化ができない場合の使用・維持管理段階に係る負荷		
		・土地利用変化に係る負荷		
		・同敷地内の捺印に係る負荷		
		・消耗品(鋸断用工具、切削用刃物、研削ベルト、潤滑油、コンベヤーベルト等)に係		
		る負荷		
		【カットオフ基準の特例】		
		特に規定しない。		
5-3	ライフサイクルフロー図	附属書 A(規定)に木材・木質材料の一般的なライフサイクルフロー図を示す。		
		CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で算定製品ごとに		
		詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。		
6	全段階に共通して適用する	- 5 CFP 算定方法		
6-1	一次データの収集範囲	一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。		
	リンプ フェン・八木中山戸山	なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次デ		
		「一夕を収集してよい。		
6.2	一ルデーカの日所			
6-2	一次データの品質	特に規定しない。		
6-3	一次データの収集方法	特に規定しない。		
6-4	二次データの品質	特に規定しない。		

6-5	二次データの収集方法	特に規定しない。			
6-6	配分	【配分基準に関する規定】			
		特に規定しない。			
		【配分の回避に関する規定】 特に規定しない。			
		村に死化しなV '。			
		  【配分の対象に関する規定】			
		特に規定しない。			
6-7	シナリオ	【輸送に関するデータ収集】			
		輸送量(または燃料使用量)に関して一次データの収集が困難な場合、および各段階			
			でシナリオを設定していない場合は、附属書 B(規定)のシナリオを使用しなければな		
		らない。			
		【廃棄物等の取扱い】			
		【廃来物等の取扱い】   処理方法について一次データの収集が困難が	で場合 および	《各段階でシナリオを設定	
		していない場合、紙類やプラスチックのように			
		金属のように焼却できないものはすべて埋立	Z処理として算	定する。なお、容器包装	
		CFP-PCR の対象となるものについては、容器	包装 CFP-PC	R の廃棄物等の処理のシ	
		ナリオを適用してもよい。			
6-8	その他	【密度に関する規定】			
0-8	ての他	【金及に関する別だ】  トンキロ法を用いて「丸太」、「製材」、「ラミナ」 <i>0</i>	)輸送に係る(	GHG 排出量をも止める場	
		合には、附属書 C(規定)の密度を用いて、材			
		属書 C(規定)にない樹種については、重量の	一次データを	・収集すること。	
7	原材料調達段階に適用する	L 5項目			
7-1	データ収集範囲に含まれ	① 「丸太」の製造および輸送に係るプロセ	ス		
	るプロセス	② 「その他の原材料」の製造および輸送に係るプロセス			
		③ 「容器包装」、「付属品」の製造および輸送	送に係るプロセ	ピス	
7.0	二 加度百日				
7-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。			
		   ① 「丸太」の製造および輸送に係るプロセス			
			活動量	活動量に乗じる	
		活動量の項目名	の区分	原単位の項目名	
		「対象製品の原材料となる木材・木質材料			
		「丸太」、「未利用間伐材」、「残廃材」、「廃	一次	「丸太」	
		木材」等)		製造原単位	
		製品生産サイトへ投入量			
		「対象製品の原材料となる木材・木質材料」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使	<b>※</b> 1	「各輸送手段」	
		用量)	76.1	輸送原単位	
		「廃棄物等」	İ	1	
		「廃水」			
		*2			
		②「その他の原材料」の製造および輸送に係る		V-1	
		活動量の項目名	活動量	活動量に乗じる	

	の区分	原単位の項目名
「その他の原材料(「接着剤」、「保存処理薬剤」等) 製品生産サイトへの投入量	一次	「その他の原材料」 製造原単位
「その他の原材料」 製品輸送サイトへの輸送量(または燃料使 用量)	<b>※</b> 1	「各輸送手段」 輸送原単位

### ③「容器包装」、「付属品」の製造および輸送に係るプロセス

活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名
「容器包装」		「容器包装」
「付属品」	一次	「付属品」
製品生産サイトへの投入量		製造原単位
「容器包装」		
「付属品」	<b>%</b> 1	「各輸送手段」 輸送原単位
製品輸送サイトへの輸送量(または燃料使	<b>%</b> 1	
用量)		

※1 次の項目を一次データとして収集する。

[燃料法の場合]

・輸送手段ごとの「燃料使用量」

[燃費法の場合]

- ・輸送手段ごとの「燃費」
- ・輸送手段ごとの「輸送距離」

[トンキロ法の場合]

- ・輸送手段ごとの「輸送重量」
- ※2 廃棄物等および廃水に関するデータ収集項目

活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量(または燃料使用 量)	<b>※</b> 1	「各輸送手段」 輸送原単位
「廃棄物等のうちの化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分」 燃焼原単位
「廃棄物等のうち有機物成分」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位

7-3	一次データの収集方法お	特に規定しない。
	よび収集条件	
7-4	シナリオ	特に規定しない。
7-5	その他	【製材の配分に関する特例】
		サイトにて生産される製材(主製品)とチップ、おが屑、かんな屑等(副製品)の環境負

		荷を配分する場合には、経済価値によることが望ましい(出典 一重喬一郎、羽 太雅 史、西村幸浩、西村仁雄、服部順昭:国産構造用製材の LCI 実施における 配分に ついて、日本 LCA 学会誌、5 (4),456-461 (2009)。製材において経済価値以外(物理量)を基準として配分する場合は、その妥当性の根拠を示す必要がある。なお、製材以外の製品について物理量以外(経済価値等)を基準として配分する場合は、その妥当性の根拠を示すこと。		
8	生産段階に適用する項目			doub.
8-1	データ収集範囲に含まれ	① 本体の生産(加工、組立、検査、保管、세	租包、付属品製	と造)プロセス
8-2	るプロセス データ収集項目	②サイト間輸送プロセス 次表に示すデータ項目を収集する。		
8-2	/ / 火 <del>水、</del> 東口	①本体の生産(加工、組立、検査、保管、梱食活動量の項目名	D、付属品製造 活動量	活動量に乗じる
		口効星>パズロ石	の区分	原単位の項目名
		「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使 用原単位
		「各原材料」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各原材料」 製造原単位
		「各原材料」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料 使用量)	<b>※</b> 1	「各原材料」 輸送原単位
		「廃棄物等」 「廃水」 ※2		
		②サイト間輸送プロセス 活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名
		「輸送物」 各サイト間の輸送量(または燃料使用量)	<b>%</b> 1	「各輸送手段」 輸送原単位
		「廃棄物等」 ※2		
		※1 輸送量(または燃料使用量)については ※2 廃棄物等および廃水については、7-2 以 【配分のために収集する一次データ収集項目 ・「本体」の生産量 ・「共製品」の生産量	こ順ずる。	Ó.
8-3	一次データの収集方法お よび収集条件	特に規定しない		
8-4	シナリオ	・「廃棄物」の処理に係るGHG排出量については附属書D(規定)のシナリオを用いてもよい。		

8-5	その他	【生産段階の一部プロセスが外製されている場合の特例】 複数のサイトで製品を生産している場合には、全てのサイトについて一次データを収 集することが望ましいが、生産量全体の 50 %以上について一次データを収集し、そ					
		れを生産段階の GHG 排出量の二次データとして使用してもよい。					
		【製材の配分方法に関する特例】					
			サイトにて生産される製材(主製品)とチップ、おが屑、かんな屑等(副製品)の環境負荷を配分する場合には、経済価値によることが望ましい(出典 一重喬一郎、羽太雅				
		史、西村幸浩、西村仁雄、服部順昭:国産構					
		ついて、日本 LCA 学会誌、5 (4),456-461 (物理量)を基準として配分する場合は、その	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
		製材以外の製品について物理量以外(経済					
		の妥当性の根拠を示すこと。					
9	流通段階に適用する項目						
9-1	データ収集範囲に含まれ	① 「製品」の使用現場までの輸送に係るプ 「製品」の使用現場までの輸送に係るプ		七字44 ノしゃく 伊奈坦記さ			
	るプロセス	での輸送プロセスと、保管場所からユー					
9-2	データ収集項目	②「プレカット」に係るプロセス 次表に示すデータ項目を収集する。					
9-2	/一/収来項目						
		①「出荷品」の輸送、保管プロセス					
		活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる原単位の項目名			
		「出荷品」	*1	「プレカット」			
		輸送量(または燃料使用量)	*1	輸送原単位			
		「廃棄物等(廃包装材料)」   「排水」					
		<b>*</b> 2					
		② 「プレカット」に係るプロセス					
			活動量	活動量に乗じる			
		活動量の項目名	の区分	原単位の項目名			
		「出荷品」   プレカットプロセスへの投入量	<b>※</b> 1	「プレカット」 処理原単位			
		「廃棄物等(廃包装材料)」					
		「排水」					
		<u>*2</u>					
		※1 輸送量(または燃料使用量)については	は、7-2 に順ずる	$\delta_{\circ}$			
		※2 廃棄物等および廃水については、7-2	に順ずる。				
9-3	一次データの収集方法お よび収集条件	特に規定しない。					
9-4	シナリオ	特に規定しない。					
9-5	その他	特に規定しない。					
10		性持管理段階に適用する項目					
10-1	データ収集範囲に含まれ	データ収集範囲に含まれ 木材・木質材料は使用時に、電力および水等のエネルギーを消費しないので、そ					

	るプロセス	の使用段階における GHG は発生しない。維持管理段階については、当該製品が
		資材として使われる住宅などにおいてはリフォームなどにより GHG が一部発生
		するとも考えられるが、その時点で当該製品自体の使用段階は終わり、廃棄・リ
		サイクル段階に入るので、その維持管理段階における GHG 排出量の算定を対象
		としない。
10-2	データ収集項目	対象外
10-3	一次データの収集方法お	対象外
	よび収集条件	
10-4	シナリオ	対象外
10-5	その他	特に規定しない。
11	廃棄・リサイクル段階に適用	する項目
11-1	データ収集範囲に含まれ	①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス
	るプロセス	②「廃容器包装、付属品」の廃棄・リサイクルプロセス
11-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。

## ①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス

<b>② (人) III (A) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )</b>				
活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名		
「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位		
「使用済み製品」 各処理施設への輸送量(または燃料使用 量)	<b>※</b> 1	「各輸送手段」 原単位		
「使用済み製品のうち化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分 焼却」 原単位		
「使用済み製品のうち有機物成分」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位		

## ②「廃容器包装、付属品」の廃棄・リサイクルプロセス

活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名
「廃容器包装、付属品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
「廃容器包装、付属品」 各処理施設への輸送量(または燃料使用 量)	<b>※</b> 1	「各輸送手段」 原単位
「廃容器包装、付属品のうち化石資源由 来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分 焼却」 原単位
「廃容器包装、付属品のうち有機物資源」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物資源」 嫌気性分解原単位

※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2 に順ずる。

11-3	一次データの収集方法お	特に規定しない。
	よび収集条件	171-7912 5 31 6
11-4	シナリオ	【廃棄物等の処理方法に関する規定】
		廃棄物等の処理方法割合については、次のシナリオを使用する。
		・「廃容器包装」の廃棄処理シナリオは、「容器包装 CFP-PCR」のシナリオ
		・「使用済み製品」の廃棄処理シナリオは、国または公共団体の調査報告書等に基づ
		いたシナリオ
		ただし、調査対象範囲が適切で、より新しい調査対象期間であることが望ましい。
11-5	その他	特に規定しない。
12	CFP 宣言方法	
12-1	追加情報	【推奨表示事項】
		・当該製品に貯蔵されている炭素量
		・同一事業者による同一または類似と判断される製品に関する経年の削減率
		・プロセス別表示
		•使用方法別表示
		・廃棄方法別表示
12-2	登録情報	【数値表示に関する規定】
		・耐用年数を追加表示としてある加圧式保存処理木材にあっては、ライフサイクルに
		渡る GHG 排出量を耐用年数で割った単年の GHG 排出量による表示をしてもよい。
		耐用年数は、附属書 F(参考)を参考に申請者が設定し CFP 検証パネルにてその妥
		当性を検証する。
		・対象製品の表示の単位を単位材積当たりとしている場合、販売単位でのカーボンフ
		ットプリント値を消費者が容易に換算できるように、製品の販売単位あたりの CO2 排
		出総量を登録情報に記載する。
12.2	7.0/h	「ルジャーフェウェン・インストキョンスウン=ナンセン
12-3	その他	【当該製品に貯蔵されている炭素量の算定に関する規定】
		貯蔵されている炭素量は、附属書 E(規定)のシナリオに従って算出する。

**空間軸A: サインサイケルフロー** 

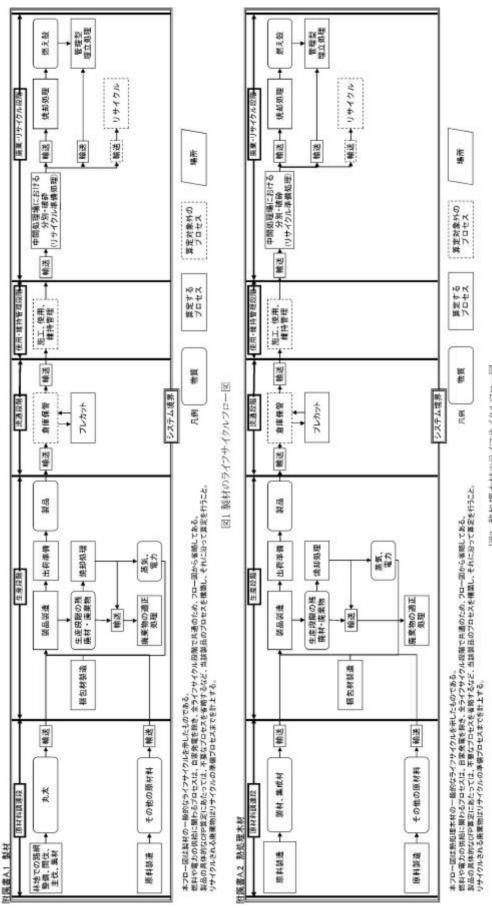


図2 熱処理木材のライアサイグルフロー図

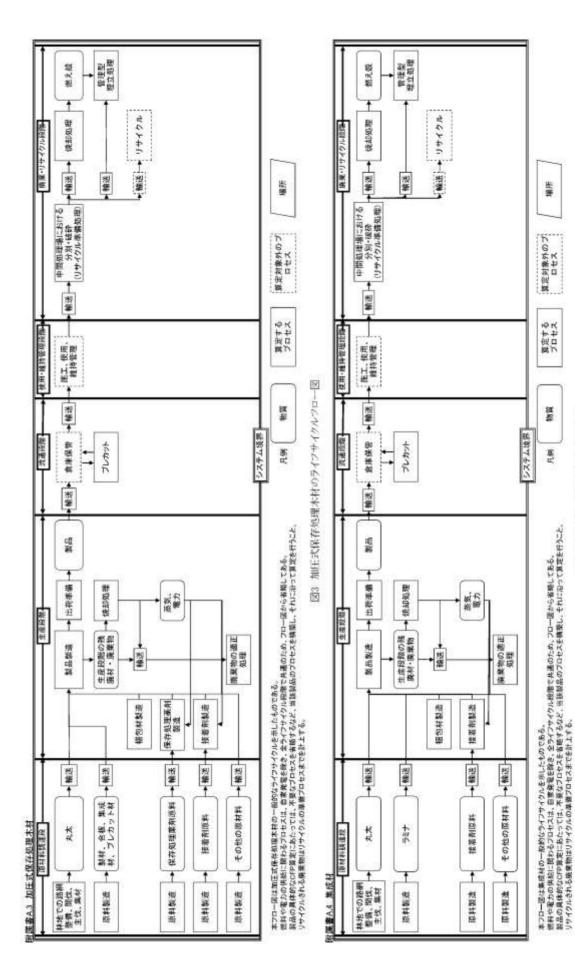


図4 集成林のラインサイクルフロー図

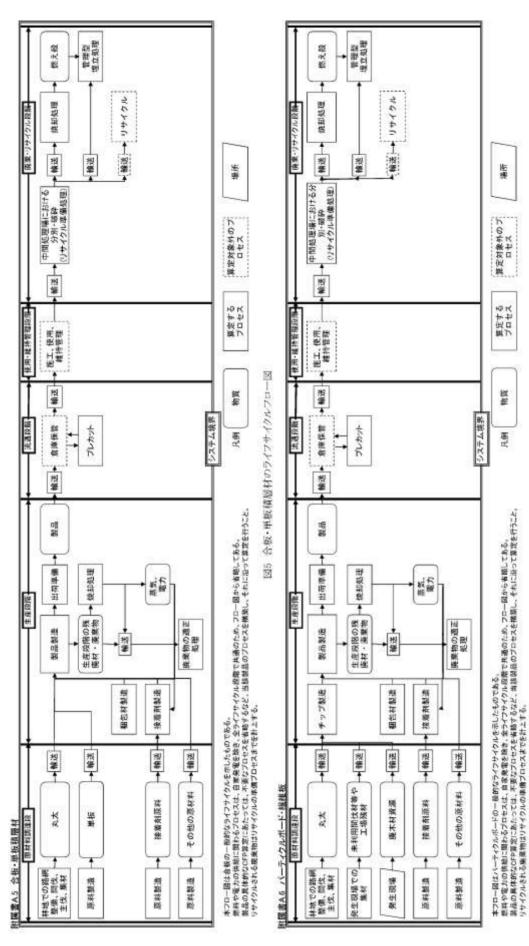


図6 ペーティクルボード・繊維板のラインサイクルンロー図

#### 附属書 B: 輸送シナリオ (規定)

この CFP-PCR では、木材・木質材料の各ライフサイクル段階に置いて、一次データが得られない場合の輸送シナリオを 作成している。ただし、燃料法と燃費法で GHG 排出量を求める場合には、当該輸送手段が輸送した全輸送量における当 該積荷の輸送量である寄与度を事業者が収集または設定すること。

#### 作成方法

- ・一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な輸送距離ではなく、想定される長めの輸送距離を設定した。
- ・日本国内の輸送は、モーダルシフト等による物流 CO2 削減対策などのインセンティブが得られるよう、トラック輸送を想定した。
- ・船舶の大きさは、実際に日本の港に入港する船舶の大きさを踏まえて設定した。

#### B1. 輸送距離

<国内輸送の場合>

- 一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な距離ではなく、ありうる長めの輸送距離を設定した。
  - (ア) 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合:50 km 【考え方】県央→県境の距離を想定
  - (イ) 県内に閉じることが確実な輸送の場合:100 km 【考え方】県境→県境の距離を想定
  - (ウ) 県間輸送の可能性がある輸送の場合:500 km 【考え方】東京-大阪程度の距離を想定
  - (エ) 生産者→納品先輸送で、納品先が特定地域に限定されない場合:1,000 km 【考え方】本州の長さ1,600 km の半分強

#### <海外での国内輸送の場合>

(ア) 生産サイトから港までの輸送:500 km 【考え方】州央→州境の距離を想定

#### <国外輸送の場合>

- (ア) 丸太および未利用間伐材等を日本に輸入する場合、伐採地から輸出港までの輸送距離:500 km 【考え方】主要輸入丸太(米材)の場合
- (イ)海外で生産した丸太を海外で製品化し、日本に輸入する場合、伐採地から生産サイトまでの輸送距離:100 km 【考え方】主要輸入製材品(米材)を想定
- (ウ) 海外で生産した丸太を海外で製品化し、日本に輸入する場合、生産サイトから輸出港までの距離:400km 【考え方】主要輸入製材品(米材)を想定
- (エ) 国際輸送の場合、輸出港から輸入港までの輸送距離: 出発港から到着港の航行距離、もしくは、「カーボンフット プリントコミュニケーションプログラム 国・地域間距離データベース」を用いること
- (オ) その他の原材料の生産サイトから輸出港までの輸送距離:100km

## B2. 輸送手段および積載率

B2. 輸送手段わよい傾戦学 ライフサイクル段階	到	定シナリオ
原材料調達段階、	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 10 トントラック
原材料調達輸送		<積 載 率> 62%
	国外輸送の場合	<輸送手段> 20 トントラック
	(原木専用 30m³ 運搬トレーラー)	<積 載 率> 62 %
	国外輸送の場合	<輸送手段> プッシャーバージ
	(牽引筏の場合)	
	輸送に海運が伴う場合	<輸送手段> 10 トントラック
	(輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<積 載 率> 62 %
	輸送に海運が伴う場合	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
	(国際間輸送、港→港)	
	輸送に海運が伴う場合	<輸送手段> 10 トントラック
	(国内輸送、港→納入先)	<積 載 率> 62 %
生産段階	サイト間輸送	<輸送手段> 10 トントラック
サイト間輸送		<積 載 率> 62 %
副資材調達輸送	副資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
廃棄物輸送	廃棄物輸送	<輸送手段> 10トントラック
	(生産サイト→処理施設)	<積 載 率> 62%
	国外輸送の場合	<輸送手段> 10トントラック
	(生産サイト→輸出港)	<積 載 率> 62%
流通段階	生産地が海外の場合	<輸送手段> 10 トントラック
製品輸送	(生産サイト→生産国の港)	<積 載 率> 62%
廃棄物輸送	生産地が海外の場合	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
	(生産国の港→国内の港)	
	国外輸送の場合	<輸送手段> 鉄道
	(生産サイト→輸出港の場合)	
	国外輸送の場合	<輸送手段> その他バルク運搬船
	(輸出港→輸入港の場合)	(8万DWT 以下)
	生産地が海外の場合	<輸送手段> 10 トントラック
	(国内の港→店舗等)	<積 載 率> 62 %
	生産地が国内の場合	<輸送手段> 10 トントラック
	(生産サイト→店舗等)	<積 載 率> 62 %
	廃棄物輸送	<輸送手段> 10 トントラック
	(店舗等→処理施設)	<積 載 率> 62 %
	廃棄物輸送	<輸送手段> 10 トントラック
	(ごみ集積所→処理施設)	<積 載 率> 62 %
廃棄・リサイクル段階		<輸送手段> 10 トントラック
		<積 載 率> 62%

<トラック>経済産業省告示"貨物輸送事業者に行われる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法"における積載率不明時の適用値(下表)を採用した。

				積載率がス	下明な場合			
車種	燃料	最大積載重量(kg)		平均積載率(%)				
			中央値	自家用	営業用			
•小型•		軽貨物車	350	10	41			
普通貨物車	ガソリン	~1,999	1,000	10	32			
		2,000 以上	2,000	24	52			
		~999	500	10	36			
		1,000~1,999	1,500	17	42			
		2,000~3,999	3,000	39	58			
小型•普通	軽油	4,000~5,999	5,000					
貨物車		6,000~7,999	7,000					
		8,000~9,999	9,000	49	62			
		10,000~11,999	11,000					

気乾配服	(kg/m <sup>3</sup> )	(kg/m) 540 420 530 430			530	8	570		380	100000	410	920		05.0	0		620	650	1000		630	NI NI NI NI NI		490	480	670	480		
生材密度	(kg/m³)	上的	不明	699	699	908	953	不明	不明	不明	642	814	647	1,232	972	686	不明	933	893	818	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
25	機器機器	51.7	36.7	49.8	24.7	55.3	40.9	64.6	619	27.4	29.2	39.7	45.1	59.1	39.9	30.6	49.8	59.1	40.5	55.9	36.8	59.0	30.0	51.8	3.5	25.3	25.6	50.2	3691 47.1
容積密度数(kg/m²)	中均偏	454	329	444	314	369	441	424	452	299	321	333	339	725	537	520	547	544	492	492	520	484	570	507	456	414	386	519	
静	東東	153	91	279	250	478	207	567	1251	285	326	160	586	197	334	299	156	173	255	373	202	396	168	164	218	66	125	110	147
	中均			51	113	118	116				100	144	91	70	81	90		72	82	99	88	73	78	To the second	85				
(%)	C#	t	1	43	22	36	53	1	1	1	53	129	43	102	81	90	1	69	78	83	96	78	93	1	7.9	1	T.	1	
生材合水率(%)	瀬 本	T	7	181	18	24	10	Т	1	1	10	21	181	121	18	18	-	181	18	6	2	24	5	7	18	1	-	т	T
年村	辺村	1	ı	80	169	143	130	T	1	1	130	159	203	28	81	16	1	79	87	51	88	73	78	1	85	1	-	1	.1
	本選別	7	T	18:	18	24	18:	T	Œ	ï	18	25	181	121	18	18	1	161	18:	21	18	24	18:	T	181	ī	T	T	T.
(96)	平均	80		19	20	23	18		10		39	49	70	27	75	73		75	9	48						43			
心材料(%)	<b>建</b> 定	9	T	3	2	4	60	Т	9	T	3	3	3	200	3	3	т	3	3	3	-	T	7	T	Ť	4	T		T
940	шш	-	3.9	2.5	1.7	2.5	3.1	22	2	3.2	2.3	3.1	6.0	1.5		1.3	1.6	-	1.5	1.8	1.6	1.3	1.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.6	1.3
平均年齡億	本数字	153	91	279	250.	478	207	567	125	285	326	160	586	197	334	299	156	173	255	373	202	394	168	164	218	66	125	110	147
46	年	138	80	92	155	52	09	65	38	19	99	48	254	87	217	157	181	199	140	69	66	196	148	211	149	181	154	142	155
伐根樹齡	東京本数	7.	ın	26	21	43	24	33	5	21	23	48	16	21	18	16	89	15	17	20	22	12	24	15	20	থ	5	S	
	cm	22	43	37	46	25	32	34	7	31	32	27	47	39	51	20	54	54	45	30	34	55	37	51	37	49	48	43	5 45 5
外国恒星	測定 本数 c	7	5	26	21	43	24	33	9	21	23	48	16	12	61	16	8	15	17	20	22	12	24	15	20	4	2	2	2
	林地	長野県南安曇郡奈川	<b>光油脈中腸出鉄空</b>	長野県北佐久郡代田	北海道上川郡紫海	岩手県岩手郡岩手	<b>美城県陸太田市春友</b>	広島県甲奴郡上下	宣峰県北諸県郡高城	秋田県仙北郡協和	<b>静岡県磐田郡竜山</b>	如母果尤指聚群南城	長野県西筑摩郡上松	由海線北諸縣部川級	大 第 単 上 三 部 事 権	北海道千歳市紋別	青森県上北郡十和田	岐阜県大野郡清見	群馬県多野郡上野	北海道千歲市紋別	北海道漢島郡上磯	青森県上北都十和田	核阜県大野都清見	鳥取県八頭郡若桜	群馬県多野郡上野	北海道千歳市紋別	北海道千歳市紋別	北海道干蔵市紋別	北海道上三部衛神
	報標	474	トドマツ	カラマツ	エゾマツ	アカマツ	アカマツ	アカマツ	クロマツ	スギ	スギ	スギ	F/4	アカガシ	ミズナラ	ミズナラ	ミズナラ	ミズナラ	ケヤキ	ヤチダモ	77	77	77	77	77	カッラ	ホオノキ	イタヤカエデ	シナノキ 北海道1

表2 丸太の品質と密度

#### 附属書 D: 木材・木質材料の廃棄・リサイクルシナリオ (規定)

木材・木質材料の廃棄・リサイクルシナリオについては、次の通りである。

#### 作成方法

平成20年度建設副産物実態調査結果を基に、シナリオを作成した。ただし、平成20年度建設副産物実態調査報告では 建設発生木材の約9%は直接埋立となっているが、これら直接埋立されるもののほとんどは序根材等であるので、 このシナリオでは木材・木質材料の廃棄物は直接埋立されることは無いと想定した。作成した木材・木質材料の廃棄・リサイクルシナリオのフロー図を図7に示した。



図中の数値は、木くずが1単位発生したときの、各プロセスへの投入重量、輸送重量を示す。 図7木材・木質材料の廃棄・リサイクルシナリオ

すなわち、木材・木質材料の廃棄物は中間処理で破砕処理(リサイクルの準備処理)された後、96.4%がリサイクルされ、3.57%が消却処理される。

#### 附属書 E: 木材・木質材料中の貯蔵炭素量(規定)

木質バイオマスは、葉が空気中から取り込んだ  $CO_2$ と根から吸い上げられた水とで光合成によって生産された糖が、様々な生合成経路を経て、セルロースやヘミセルロース、リグニンという高分子になり、それらが細胞壁などを構成することによって、樹木中に貯蔵されている。よって、木材中には空気中の  $CO_2$ が C の形で固定されていることになる。木材中のセルロース、ヘミセルロース、リグニンの比率は、樹種によって少しことなるが、概ね 2:1:1 と言われており、木材を構成する元素の重量素性としては、C が 50 %、H が 6 %、O が 43 %、その他が 1 % となっている。木材利用に係る環境貢献度の定量的表か手法について(中間とりまとめ)より、木材中の貯蔵炭素量は、次の式で求められ、その値を貯蔵炭素量として用いてよい。

貯蔵炭素量 (kg-C)=木材・木質材料中の木材の全乾重量 (kg-木材)×0.5

ここで、吸収した貯蔵炭素量を大気中の  $CO_2$ 量に換算するには、貯蔵炭素量×44/12 で換算すればよい。この式中の 44 は  $CO_2$ の分子量、12 は Cの分子量である。

#### 附属書 F: 保存処理木材の耐用年数の考え方(参考)

F.1 K3 相当以上の防腐・防蟻処理が施されている外構材・土木用途材の場合 耐用年数:10 年

F.2 K3 相当以上の防腐・防蟻処理が施されている構造材の場合 耐用年数:30 年

#### 考え方

保存処理木材について、これまでに多くの野外暴露試験が行われ、耐久性が評価されている。桃原らがおこなった野外 杭試験は、無処理木材の耐用年数が 2.8 年だったのに対し保存処理木材は 10 年以上であった <sup>1)</sup>。また。小淵らが行った非 接地条件の野外試験では無処理木材の耐用年数は 4~5 年であったが、保存処理木材の耐用年数は 10 年以上であった <sup>2)</sup>。実際に多摩森林科学公園の野外で 10 年間侵入防止杭として使用されていた保存処理木材は、必要な強度を保ってい た <sup>3)</sup>。このように木材に保存処理を行うことで木材の耐用年数を大幅に伸ばすことができる。

デッキやフェンス、外壁などの降雨に直接さらされる使用状態に置かれる外構材や、土留や流路工、防護柵などの常時士や水、海水に接する使用状態に置かれる土木用途材に使用される保存処理木材の耐用年数について、桃原ら<sup>1)</sup>、小淵ら<sup>2)</sup>、加藤ら<sup>3</sup>の行った試験・調査結果から10年程度とするのが妥当である。

土台など降雨に直接さらされない使用状態に置かれる構造材の保存処理木材の耐用年数について、住宅の品質確保等に関する法律<sup>4)</sup>をもとに制定された住宅性能表示制度では、劣化対策等級3の木造住宅に適合するためには、外壁の枠組み等や土台に、構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうち K3 以上の防腐処理及び防蟻処理(日本工業規格 K1570 に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いた K3 以上の薬剤の浸透度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。以下「K3 相当以上の防腐・防蟻処理」という。)が施されていることが求められている<sup>5)</sup>。劣化対策等級3 は住宅が限界状態に至るまでの期間が3 世代以上となるための必要な対策の基準を示している<sup>5)</sup>。この制度での1世代は25 年間から30 年間程度としていることから、3 世代とは75 年間から90 年間程度となる<sup>5)</sup>。以上のことから、土台など構造材のうち日本農林規格や優良木質建材等認証などに規定される K3 相当以上の防腐・防蟻処理が施されている保存処理木材についての耐用年数は75 年間から90 年間程度と考えられる。

しかし、日本の住宅は、社会的もしくは経済的な必要性から物理的な耐用年数に達する前に解体される例が多く見られる
<sup>9</sup>。住宅が解体されたとき使われている構造材は再利用(リユース)されることはすくない<sup>7</sup>。この CFP-PCR はその点を考慮し 構造材の保存処理木材の耐用年数は、現時点での住宅の平均寿命 30 年と同じとした。

平均寿命30年の設定については、国土交通省が2008年に発表した資料によると滅失住宅の平均筑後年数は30年であることから8、このように設定した。しかし、住生活基本法に基づく住生活基本計画において、住宅を長く大切に使う社会の実現が掲げられており、平成32年には滅失住宅の平均筑後年数を約40年にするという指標があり、具体的な施策も行われることから9、今後住宅の平均寿命は長くなることが考えられる。1980年以降、住宅の平均寿命が伸びているという報告もある10ことから、CFP-PCRを申請する際には国土交通省など国期間が公開した最新の資料を基に平均寿命を設定するのが望ましい。

#### 文献

- 1) 桃原郁夫、西村 建、大村和香子:"第54回日本木材学会大会研究発表要旨集"札幌、2004、p.385.
- 2) 小淵義照、荘保伸一、山口秋生:第59回日本木材学会大会研究発表要旨集、松本、2009、p.77.
- 3) 加藤英雄、桃原郁夫、蒔田 章、石田英生、白石徹治、手塚大介、山口秋生、前田恵史: "第 58 回日本木材学会 大会研究発表要旨集"、つくば、2008、p.146.
- 4) 国土交通省:住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年06月23日公布、平成19年04月01日改定)、URL: http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku house tk4 000016.html 「2011年2月8日参照]
- 5) 国土交通省: 平成 13 年国土交通省告示第 1347 号 最終改正 平成 21 年国土交通省告示第 354 号 評価方法基 準 (平成 21 年 4 月 1 日改正)、URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/common/000052960.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/000052960.pdf</a> [2011 年 2 月 11 日参照]、p.48-50
- 6) 小松幸夫:"日刊工業新聞"2005 年 11 月 21 日掲載、URL: <a href="http://www.f.waseda.jp/ykom/nks20061121.pdf">http://www.f.waseda.jp/ykom/nks20061121.pdf</a> [2011 年 3 月 26 日参照].
- 7) 鈴木滋彦: "木材保存 Vol30-2"、2004、p.46-50.

- 8) 国土交通省:"国土交通省社会資本整備審議会住宅宅地分科会(第 14 回)参考資料 4"、2008、URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/singi/syakaishihon/bunkakai/14bunkakai/14bunka\_sankou04.pdf">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/singi/syakaishihon/bunkakai/14bunka\_sankou04.pdf</a> [2011 年 3 月 25 日参照]、p.2.
- 9) 国土交通省:"住生活基本計画"、平成 21 年 3 月 13 日閣議決定、 URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/jyuseikatsu/hyodai.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/jyuseikatsu/hyodai.html</a> [2011 年 3 月 27 日参照].
- 10) 堤 洋樹: "日本建築学会計画系論文集第 580 号"2004、p.169-17

## 【CFP-PCR 改訂履歴】

CFP-PCR 番号	認定日	改訂内容
		① 対象製品に熱処理木材を追加
PA-CC-01	2011年10月3日	② 新しいPCR 原案テンプレートへの対応
		③ 記述内容の簡素化
		CFP制度試行事業よりCFPプログラムへの移行に伴うルール改定の反映および
PA-CC-02	2014年12月22日	CFP-PCR 書式に対応するよう旧フォーマットから変更。